

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.45

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

第1部 石油業界最新情報：年金基金問題その2

(公取委報告書は23日夕方公表されましたので、7月26日にメールマガジンNo.46で解説します)

- 最近、色々な方からの問い合わせが多いのが、年金基金に関する件です。

8月7日のセミナーでも言及しますが、以下の点をご理解下さい。

結論から
言うと

1. 年金基金は一刻も早く解散すべきです（5年後などは言語道断です）
2. 早急に解散しない年金基金からは早期の脱退すべきです。

問題は

『直ぐに解散せず』 かつ
『脱退を認めない年金基金』が多いことです。

- 日本の社会保障制度は原則 **A 健康保険** **B 厚生年金** **C 厚生年金基金** が一体化しています。

A、Bは義務で、**C 厚生年金基金** は任意です。任意だから脱退も法的には自由ですが、

年金基金の規約では **組合員の2/3 又は3/4の同意を脱退の条件** としているところが多いのです。

加入は任意でも、加入後は、任意ではなく「義務」となってしまうのです。

- 掛け金(保険料)もA、B、Cと別れていますが **C 厚生年金基金** の掛け金(保険料)は、**B 厚生年金** に充当されてしまいます。

= **C 厚生年金基金** を払っている人も、払っていない人も受け取る年金は一緒

= **C 厚生年金基金** の掛け金(保険料)は「無駄金」

厚生年金基金が存続し、脱退できない現実があり「無駄金」を払い続けなければならないのです。

- 今、自社で出来ることは「無駄金」を減らすことだけです。年金基金に加入している会社に新入社員が入社した場合に

「その社員だけは厚生年金基金には入らずに、健康保険と厚生年金だけに入る」ことは制度上できないのです。

年金基金に加入する義務が生じているのです。

ならば、できるのは「新入社員を入社させないこと」だけです。でも社員を補充しなければ、事業は継続できないのです。

皆様に
出来ることは

新入社員を「厚生年金基金に加入している会社に入社させず」
健康保険と厚生年金だけに加入している「別の会社に入社させること」

- AIJ問題が発覚後、年金基金の中には、加入者が20%、30%と減少しているところもあります。

すでの自衛している会社も多いのですが、加入者が増えたり、平均よりも減少率が少ない会社は「毎月無駄金」を多額に払う上に

「解散時の無駄金(負担金)も増える」のです。解散を先延ばしにしても、5年後には解散しなければならないことです。

新入社員を入社すれば「毎月の無駄金」は減少し「解散時の無駄金も減る」という一挙両得なのです。

会社を守るのは社長だけです。

もう一つの問題

「解散時の負担金は払えない」
「払えるけど払ったら債務超過になってしまう」

この部分は、政府の政策的な対応が必須だと思います。セミナーで言及します。

緊急開催！ 8月7日(水) SS経営セミナー

テーマ：「GSに関連する独禁法の解説と変化する勝ち残るSSの条件」 - 公取委の調査報告が7月23日に公表されました -

UPDATE

特別講師として独禁法のプロ中のプロ、元公取委審査専門官主査であられる弁護士の大東泰雄先生にお願いしました。

セミナー開始時間《13:15》にしました。
業界最新情報も充実させました。

- 日時：8月7日(水)
- 会場：日本教育会館 702号室
- 定員：70名
- 会費：8,000円 懇親会：5,000円
- 講演収録CD販売：8,000円

- 12:30～ 《受付開始》
- 13:15～16:30 《セミナー》
- 始めに 石油業界最新情報
年金基金解散問題/業界再編動向/石油相場操縦疑惑
 - 第一部 独禁法(優越的地位の濫用、差別対価、不当廉売、拘束条件付取引)の概要と適用条件
講師：元公取委審査専門官主査であられる弁護士の大東泰雄先生
 - 第二部 公取委報告書の解説とH16年報告書との比較
- 系列は業転を買えるか? -
 - 第三部 変化する勝ち残るSSの条件
- 17:30～ 《懇親会》帝国ホテルにて

- お申し込みは：明日のメルマガの申込フォーム、又はHPからお願いします。
<http://nakazawa-cpa.net/130807.html>